

令和元年度

公の施設の
指定管理者監査結果報告書

監査委員 板垣 義一

同 小坂 一行

令和元年度公の施設の指定管理者監査報告書

北竜町監査委員 板垣 義一
同 小坂 一行

1. 監査の実施日

令和2年2月17日（月）

2. 監査の場所

監査委員室

3. 監査の目的

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者について、公の施設の管理運営が指定管理制度の目的に沿って適切に行われているかについて監査を実施した。

4. 指定管理者制度の目的

公の施設の設置目的を効果的に達成するため、当該公の施設の管理を町が指定する法人その他の団体等である民間活動を導入し、より柔軟で質の高い町民サービスと行政コストの縮減等の効果を期待するものである。

5. 監査の対象施設

北竜町が所有する公の施設について、指定管理者に管理、運営を行わせた6協定の施設

6. 監査の対象年度

平成30年度、令和元年度

7. 監査実施施設等

対象施設の中から次のとおり、1施設を監査委員が抽出し監査を行った。

① 社会体育施設

（北竜町 B&G 海洋センター、北竜町営野球場、北竜町営スキー場、北竜町ひまわりパークゴルフ場）

8. 指定管理者名

特定非営利法人 NPO ひまわり（北竜町字和6番地6）

9. 所管課、係
教育委員会 社会体育係

10. 監査の主眼

- 1) 管理に関する協定は適正に締結され、協定書には必要事項が記入されているか。
- 2) 施設は協定書の定めるところにより適切に管理されているか。
- 3) 協定書に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- 4) 利用促進のための努力がなされ、常に経営の改善に取り組んでいるか。
- 5) 管理に係る収支会計は適正か、関係帳簿の整備保存は適切になされているか。
- 6) 公の施設に係る内部規定等は整備されているか。

11. 監査の方法

指定管理者にあらかじめ提出を求めた監査資料に基づき書類審査を行い、必要に応じ関係職員から説明を聴取し関係書類の監査を実施した。

12. 指定管理の状況

①北竜町社会体育施設

イ) 指定管理者の指定方法

北竜町公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条、公募によらない指定管理者の候補者の選定等による。

ロ) 指定についての議会の議決

議決年月日 平成 29 年 3 月 15 日 (議案第 20 号)

管理業務期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

ハ) 指定管理業務に係る協定等の締結

協定書締結年月日 平成 29 年 4 月 1 日

協定締結期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

ニ) 施設の概要

- ・施設名称 北竜町社会体育施設
- ・所在地 北竜町 B&G 海洋センター = 北竜町字板谷 141 番地 7
北竜町営野球場 = 北竜町字板谷 149 番地 3
北竜町字板谷 150 番地
北竜町営スキー場 = 北竜町字碧水 222 番地 6
北竜町字碧水 222 番地 10
北竜町ひまわりパークゴルフ場 = 北竜町字板谷 154 番地 1
北竜町字板谷 154 番地 3
北竜町字板谷 155 番地 1

ホ) 主な指定管理業務の範囲

- ・社会体育施設の維持に関する業務
- ・社会体育施設の利用の許可に関する業務
- ・社会体育施設の利用料金の収入に関する業務

ト) 指定管理費

年 度	金 額
平成 29 年度	19,744,842 円 (消費税額 1,462,582 円を含む)
平成 30 年度	同 上
令和 元 年度	同 上

チ) 指定管理費の支払い

単位：円

支払い回数	支払い期限	金 額 ・ 支 払 日		
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度
1 回目	4 月 30 日まで	6,581,618・ 4/28	6,581,618・ 4/27	6,581,618・ 5/8
2 回目	7 月 30 日まで	6,581,617・ 7/28	6,581,617・ 7/30	6,581,617・ 7/30
3 回目	10 月 30 日まで	6,581,617・10/30	6,581,617・10/30	6,581,617・ 9/30
合 計		19,744,852 円	19,744,852 円	19,744,852 円

リ) 指定期間の施設利用状況

単位：人

施設名	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
北竜町 B&G 海洋センター	1, 7 7 4	1, 1 6 1	1, 0 9 3
北竜町営野球場	1, 3 7 4	1, 3 0 8	1, 6 4 2
北竜町営スキー場	4, 9 9 6	4, 7 9 9	4, 6 1 3
北竜町ひまわりパークゴルフ場	5, 9 6 4	4, 9 4 2	4, 8 7 5

ヌ) 指定期間の施設管理収支状況 (消費税等相当額を含む)

収 入

単位：円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
科 目	決 算 額	決 算 額	決 算 額
指定管理費	19,744,852	19,744,852	19,744,852
施設利用料金	2,322,847	1,969,675	1,679,061
合 計	22,067,699	21,714,527	21,423,913

令和元年度は 11 月末現在

支 出

単位：円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
科 目	決 算	決 算	決 算
人件費	6,419	6,430	4,954
水道光熱費	1,694	1,684	1,352
燃料費	518	623	226
修繕費	269	75	168
その他経費	444	507	39
業務委託費	12,772	11,729	12,321
合 計	22,116	21,048	19,060

*令和元年度は12月末現在

1 3 . 監査の結果

平成30年度、令和元年度における指定管理者に係る出納その他の事務の執行について監査した結果、当該指定管理者の事業運営については、施設の目的に沿ったものであり、概ね適正かつ効果的に執行されているものと認められた。

指定管理者にあつては所管課を経て適切な指導と対策を講じられ今後の管理委託に対し万全を期されたい。

1 4 . 監査意見

指定管理者制度の創設により、公共性及び公益性を確保しつつ、多様化する町民のニーズに対応し公の施設の果たすべき役割、目的を最も効果的効率的に達成するため、その管理運営に民間活力等を導入し、より柔軟で質の高い住民サービスの向上、行政コストの縮減などの成果が期待されているところであります。

今後についても、指定管理者制度を導入した所期の目的の達成のため、指定管理業務の評価などを行い制度の検証を図り、町民サービスの向上と住民福祉の増進に一層の努力をされるよう望むところであります。